

福島第一原子力発電所3号機における 運転上の制限からの逸脱ならびに復帰について

平成20年6月19日
東京電力株式会社
福島第一原子力発電所

<概要>

(事象の発生状況)

- ・平成20年6月19日、運転中の3号機において、原子炉の中性子束分布を測定するため、移動式の検出器が通過するための原子炉内につながる配管の格納容器隔離弁4台を開けた後、測定が開始できなかったことから、閉めようとしたところ、そのうち2台が閉まりませんでした。
- ・このため、保安規定に定める「運転上の制限」からの逸脱を宣言いたしました。
- ・その後、当該隔離弁2台を閉め、動作に異常がないことを確認したことから、「運転上の制限」の逸脱からの復帰を宣言いたしました。

(今後の対応)

- ・原因について調査いたします。

(安全性、外部への影響)

- ・本事象による外部への放射能の影響はありません。

(公表区分)

・公表区分Ⅱ（運転・保守管理上、重要な事象）としてお知らせするものです。詳細は以下のとおりです。

1. 事象の発生状況

当所3号機（沸騰水型、定格出力78万4千キロワット）は、定格熱出力一定運転中ですが、平成20年6月19日、午前9時頃、原子炉の中性子束分布の測定のため、移動式炉心内計装系^{*1}の検出器4台を原子炉内に挿入するために、各々の挿入配管に設置されている格納容器隔離弁^{*2}4台を開けて、測定を開始しようとしたところ、検出器の位置を示す表示が、格納されている位置から変わりませんでした。原因調査を行うために、隔離弁4台を閉めようとしたところ、そのうち2台が閉まりませんでした。

このため、午前9時59分、保安規定第43条に定める「運転上の制限」^{*3}を満足していないと判断いたしました。

その後、隔離弁2台のうち、1台については、検出器の位置を表示する装置の調整を行ったことにより、午前10時32分に自動で閉まりました。

残りの隔離弁 1 台については、その後の調査の結果、実際の検出器の位置が格納されている位置から変わっていることが確認できたことから、手動により検出器を格納しておく位置まで引き抜いた後、午後 0 時 29 分に手動操作で閉めました。

その後、隔離弁 2 台について動作確認を行い、動作に問題がないことを確認したことから、午後 0 時 45 分、「運転上の制限」の逸脱からの復帰を宣言いたしました。

2. 今後の対応

原因について調査いたします。

3. 安全性、外部への影響

本事象による外部への放射能の影響はありません。

以 上

* 1 移動式炉心内計装系

原子炉の中性子束分布を測定する装置で、検出器を炉心内で上下に移動することにより連続で測定できる。

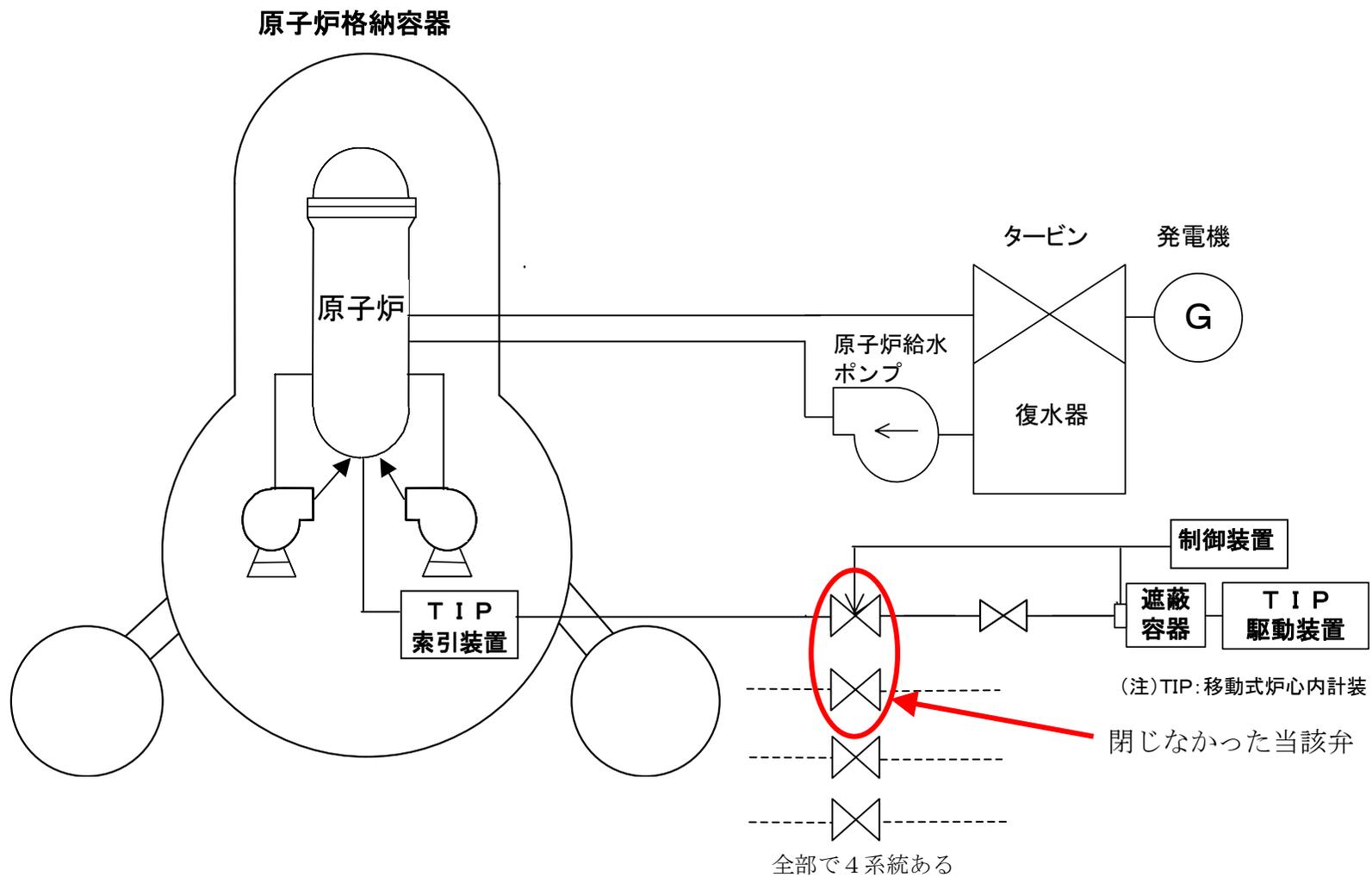
* 2 格納容器隔離弁

事故時に放射性物質が外部に放出されないように設置されている弁。

* 3 「運転上の制限」

保安規定では原子炉の運転に関し、「運転上の制限」や「運転上の制限を満足しない場合に要求される措置」等が定められており、運転上の制限を満足しない場合には、要求される措置にもとづき対応することになっている。

保安規定第 43 条では、格納容器隔離弁が動作可能であることが要求されており、4 時間以内に動作不能な格納容器隔離弁を有する配管を隔離する必要がある。



系統概略図